

No.	種別	Q	A
1	全般	公募期間に準備が間に合わない可能性があります、次の公募時期の予定はありますか	2027年度に2回の公募を予定しています。（上期1回、下期1回）
2	全般	外国法人でも評価機関、技術検証事業者、研修事業者になれますか	指定規則では「日本の法律に基づいて設立された法人」を指定の対象としています。
3	全般	ヒアリング審査はいつ、どのように行われますか	書類審査のみでは審査が困難な場合その他必要がある場合に、リモート会議やメール等により実施します。 なお、申請者の事業所における現地確認は、必要がある場合に限り実施します
4	全般	提出書類に不備があった場合、その時点で不指定になりますか	受付段階で提出書類の不備があった場合、所定の期日までに再提出をお願いします。 なお、所定の期日を過ぎた場合は受理しません。また、改善が確認されない場合は審査を打ち切ることがあります。
5	全般	評価機関、技術検証事業者、研修事業者として指定に係る料金はいくらでしょうか	指定等に係る料金は下記URLにて公開しています。 https://www.ipa.go.jp/security/scs/rcu1hd00000075om-att/pricelist.pdf
6	全般	評価や研修の提供に係る料金は制度として規定されていますか	料金に関する規定はありません。業務工数を試算いただき、適性な価格でご提供をお願いします。 参考：制度構築方針に示された評価プロセスごとの所要期間の想定 ・文書確認：1日～2日程度 ・実地審査：1日～2日程度 ・技術検証：1日～2日程度 参考：研修実施基準付属書Bに示された所要時間の例示 ・講義：3時間程度 ・演習：2時間程度
7	評価機関	★4評価責任者は必ず正社員でなければなりませんか	評価機関指定基準では「1名以上雇用し、責任者として配置」することを求めており、雇用関係が前提です。
8	評価機関	★4評価責任者は何名必要ですか	1名以上です。
9	評価機関	★4評価責任者は、SCSセキュリティ専門家として登録されていないと申請できませんか	第1回公募では、SCSセキュリティ専門家の登録要件である研修が未提供のため、申請時点で登録完了していることまでは求めません。 様式第3号に配置予定者の氏名・所属・役職・雇用形態・保有資格をご記入いただき、研修の受講状況欄で「2026年度中に受講予定」を選択してください。また、宣誓書で、研修の提供開始後に受講させること、受講証明書の識別番号を届け出ること、登録までの間は評価の判断に従事させないことを宣誓いただきます。
10	評価機関	研修はいつから受けられますか	研修は、2027年1月以降に研修事業者より提供いたします。提供開始時期は、研修事業者により異なります。
11	評価機関	コンサルティングを提供した企業を、自社が評価機関として評価できますか	★4評価責任者又は★4評価従事者が★4登録希望組織の評価対象となるシステムの運用に携わる者と同一人物である場合は評価を行えません。 なお、公平性の確保については、評価機関指定基準2.7公平性をご確認ください。
12	評価機関	評価機関と技術検証事業者の両方を申請したい場合、順番はありますか	順番はありません。同時に申請することが可能です。
13	技術検証事業者	委託元となる評価機関が決まっていますが、技術検証事業者として申請できますか	申請できます。
14	技術検証事業者	情報セキュリティサービス審査登録制度のサービスリストに未掲載ですが、申請できますか	申請できます。サービスリストへの掲載は指定の必須条件ではありません。
15	研修事業者	研修事業者による研修はいつからスタートさせなければなりませんか	可能な限り2027年1月からの研修開催をお願いします。
16	研修事業者	研修開始当初の対応について留意すべきことはありますか	SCSセキュリティ専門家の確保が急務のため、研修開始当初は、SCSセキュリティ専門家となり得る資格保有者を優先的に受講していただけるよう配慮をお願いします。（詳細は事業者様と個別にご相談させていただきます）
17	研修事業者	IPAが提供する研修動画はいつから公開されますか（シラバス上整合を取りたい）	2026年12月中の公開を計画しています。 なお、申請料を納付いただいた事業者様には可能な限り適宜情報連携させていただく予定です。
18	研修事業者	研修テキストの作成にあたり、IPAから協力をもらうことはできますか	テキストや演習の作成のために必要となる自己評価ガイド等について、公開前に適宜連携させていただきます。詳細の手続きについては、別途ご案内します。
19	研修事業者	研修の時間は規定されていますか	時間は規定していません。 ただし、附属書A及び附属書Bを参照ください。制度運営機関としては最低限この程度の学習は必要という認識です。
20	研修事業者	ロールによる研修シラバスに違いはないのですか	制度開始当初は、複数の研修コースを設定いただくことを想定していません。（全ロールへ共通して提供できる研修コースを優先してご検討ください） 制度開始後にロール毎に研修コースを開発しご提供いただくことは拒みません。
21	研修事業者	演習は必須で実施しなければなりませんか	必須ではありません。 ただし、受講者が確認・評価業務の現場で必要となる知識、技能を習得するための科目として実施を「推奨」します。
22	研修事業者	修了試験について、受講者が目指すロール（SCSセキュリティ専門家、★3確認従事者、★4評価従事者）ごとに試験問題の違いはないのですか	制度開始後当面は、ロールごとに問題の差を設ける予定はありません。試験問題は「基礎的な知見や判断の根拠を説明できるか」を問うものとする予定です。